賛助会員制度「すわにーズ」規約

（名　称）
第１条　この賛助会員制度の名称は「すわにーズ」とします。
（目　的）
第２条　この賛助会員制度は、一般財団法人六ヶ所村文化振興公社（以下「公社」という。）が実施する文化事業へ賛同する人の参加をもって確保し、村の文化芸術向上に寄与することを目的とします。
（会　員）
第３条　会員は、公社が入会を認めた方とします。
２　会員には、会員証を発行いたします。
３　会員資格は、入会した年度の３月 31 日までとします。
４　会員に虚偽の申告や代金未払い、その他本規約への違反があった場合は、会員資格を取り消すことがあります。
（事務局）
第４条　この会員制度の事務局を公社内に置くこととします。
（入　会）
第５条　公社が指定する方法により手続きが完了した時点で入会となります。
（年会費）
第６条　年会費は、個人会員 2,000 円、法人会員 8,000 円とします。
（会員の特典）
第７条　会員は、公社が指定する公演のチケットを最大 10％割引で購入することができるほか、公社が付与する特典を受けることができます。
（会員証の貸借、紛失、盗難）
第８条　本人以外による会員証の使用を禁じます。万が一、本人以外が会員証を使用した場合、会員の権利を取り消す場合があります。
２　会員証を紛失した場合は、紛失した旨を公社に届けて下さい。
３　会員証の紛失を公社に届け出ておらず、不正に使用された場合は、会員がその責を負うものとします。
４　会員証の再発行手数料は 500 円とします。
（届出事項の変更等）
第９条　会員は、公社に届け出ている内容に変更が生じた場合、すみやかに変更の届けを行うものとします。
（退会等）
第 10 条　退会は、公社に退会の届け出をし債務を完済した時点で成立するものとします。
２　入会年度の３月 31 日を以って更新の手続きが行われなかった場合は抹消となります。

附　則
（施行期日）　この規約は、平成 10 年７月 14 日から施行する。
この規約は、平成 15 年４月１日から適用する。
この規約は、平成 18 年４月１日から適用する。
この規約は、令和４年４月１日から適用する。